

平成28年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議議事録

日時：平成28年7月22日（金） 18：45～21：00

場所：浦和コミュニティセンター 多目的ホール

次 第

1. 開会

- ・事務局挨拶
- ・報告事項
- ・本日のテーマの説明

2. 議題

- ・グループ討議（班ごとの話し合い）
 - 自己紹介
 - さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて
 - 障害のある方に対する対応の基本について
- ・全体発表

3. 閉会

- ・まとめ

配布資料

- ①平成28年度 第1回 誰もが共に暮らすための市民会議資料
- ②障害者総合支援計画（2015～2017）
平成27年度達成状況報告書
- ③次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧（平成28年度実施）
- ④ノーマライゼーション条例の理念の更なる実現に向けて
～条例の施行状況の検討結果～
- ⑤障害者に対する差別・虐待 こんなことしてない？
みんなで知ろうノーマライゼーション条例

1. 開 会

事務局挨拶

(事務局)

それでは、お時間となりましたので「平成28年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」を始めさせていただきたいと思えます。本日司会を務めます、障害政策課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平成28年4月の組織改正に伴いまして、障害福祉課から障害政策課と障害支援課の体制に変更されておりまして、市民会議については障害政策課が引き続き事務局を務めますのでよろしくお願いいたします。また4月の人事異動により、職員の変更もありましたので紹介させていただきます。

福祉部長の清水でございます。

障害政策課長の高島でございます。

障害支援課長の吉野でございます。

それでは、開会に当たりまして、福祉部長の清水よりご挨拶を申し上げます。

(清水部長)

皆様、こんばんは。ただいまご紹介をいただきました、福祉部長の清水でございます。会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、「第1回誰もが共に暮らすための市民会議」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、去る7月8日に、市長を本部長とする「障害者施策推進本部会議」を開催し、「ノーマライゼーション条例の施行状況の検討結果」と「障害者総合支援計画の実施状況」について報告をさせていただきました。

市長からは、報告した内容などを受け、障害のある市民の皆さんの声にしつかりと耳を傾け、日々の職務に取り組むよう指示があったところでございます。

後ほど事務局から詳しく説明があると思えますが、本日のテーマである「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート」と「障害のある方に対する対応の基本」については、市民会議で、ご意見を伺いながら、より良いものにしていきたいと考えております。

本日ご参加の皆様方におかれましては、それぞれのご経験やお立場から普段感じていることやお考えを率直にご発言いただき、熱心な議論をお願いしたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、会議の座長であります立教大学教授の平野先生からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(平野先生)

ご紹介いただきました、立教大学の平野でございます。皆さん、お忙しい中ありがとうございます。本当は、原稿では今日は暑い中ありがとうございます、とご挨拶させていただく予定でしたが、全く暑くなくて、むしろ肌寒いくらいですけれども、7月も下旬を迎えまして、今年も半分を終えたところでございます。

今日の第1回目の市民会議ですけれども、実は、名簿の上では、まだいらっしゃっていない人もおられるかもしれませんが、今回初めて市民会議に参加していただく方が、18名、約2割の方が初めての方でございます。

障害者の問題、あるいは市民としていろいろなことを考えていきたい、そういう風に問題を一緒に考えていただく仲間が新しく加わっていただいたということを心から歓迎したいと思います。

市民会議をなぜ設置したのかと言いますと、先ほど部長からご挨拶があった、条例を作る際に、市民の目線、あるいは障害当事者の目線を大事にする必要があるのではないかとということでこの会議があります。

昨日の午前中にあったのですが、政策委員会では同じ資料を使って議論をする、それから市民会議に出たものは全部、政策委員会へ報告し、そして部長からも紹介がありましたように市長にも報告書を提出します。

今日、お手元の資料にはその報告書があるのですが、市民会議や政策委員会で議論したことを、直接市長の手に届けるということを、このシステムはとっている、そういう特別な場でもあります。

そういった意味でも、行政の目が決して間違っているというのではないですが、市民の感覚や市民の声を反映するというのがすごく大事だと思っています。

昨日の会議でも、市も頑張っていることはわかるけれども、住民の求めるもの、住民のセンスとはズレがあるのではないかと、そこを、やはり結び付けられるようにする、そういうことが今大事ではないかと、それが、障害者本位、市民本位というものではないかという風に議論がなされたところでございます。

今日はアンケート、1年間の評価というのが議題の中心ですけれども、アンケートというのはどうやって市民の声を行政に反映していくのか、という内容になるのです。どういう風にすることが、皆様方の声、市民の声を伝えることになるのかということを議論していただきたいのが1点目と、もう1つが昨日の委員会でも議論になったのですが、1年間、皆さんに議論していただいて策定した計画をやってきて、評価をどうするのか、それを市民の目から見て、障害者本人の目を見てどうなのかということをぜひ皆さんに意見を出していただきたいと思います。

最後に、今年の4月から障害者差別解消法が施行されました。具体的にこれで合理的配慮をすることが求められるようになったところでございますが、さいたま市でも、「障害者に対する差別・虐待 こんなことしてない？」という条例に基づいた内容のパンフレットを作成しておりまして、今回配布したものは、印刷事情によりコピーですが、もっときれいなものが配布されると伺っています。

実は差別解消法なのですが、この法律を作るときにこんな内輪話がありました。内閣府

が法律を作り、原案を内閣法制局に持って行った際に、内閣法制局が最初に言ったのは、「こんな法律をつくる必要あるんですか」ということだったのです。

憲法にも差別禁止は書いてあります。障害者基本法にも障害者差別は禁止すると書いてあります。医師法にも患者を差別していけない、旅客運送事業法にもお客さんを差別していけないと記載されており、いろんなところに差別禁止ということが書いてあるのに、あえてこんな新しい法律を作って、屋上階を重ねるようになるのではないかという話でした。

その時の内閣府側の説明としては3つありました。1つ目は国連の障害者権利条約というものが批准されて、差別の考え方が変わったということで、世界的に合理的配慮をしないことが差別だという新しい考え方が入ったので、この新しい考え方を盛り込みたいというのが1点目です。

それから2点目は、今までの法律は医師だとか、運送業だとか、縦割りでした。縦割りでない隙間の部分をどうするかと考えた時に、包括的な禁止法が必要だということが2点目の理由になりました。

また、表にはあまり議論されないのですが、3番目にもっと大事な問題があります。今までの差別禁止の規定というのは、事業者に対して、差別するな、お医者さん、補助看、医療スタッフに差別するな、バスや鉄道運行业者に差別するなという、つまり、事業者あるいは市民に差別するなという法律でした。

裏を返せば、障害の持った当事者がこれはおかしいと声を上げる仕組みがなかったのです。ですから今回の差別解消法は、障害の持った当事者が、自分が差別されているのはおかしいと声を出せる、そういう制度になっております。これが今までの差別禁止の規定とは全く違う部分になっております。今まではするな、するな、するなということを経営者に言っていました。そして当の障害者が声を上げる仕組みがなかったのです。今回の差別解消法は、初めて障害者が差別されているからどうかしてくれという、当事者が声を出すという仕組みにしました。これはすごく大きい変化です。これから、この法律も含めて、市民、障害のある当事者の皆さんが声を出していくということが大事だと思うのです。それからもう1つ、差別解消法の基調なのですけれども、双方の建設的な話し合いで変えていきましょうねということです。法制というものを考えた時に、障害のある人、ない人、行政も含めて、話し合いながらより良いものを作っていくというのが基調となっています。そういった意味で市民会議はずいぶん前からやっているのですが、さいたま市はこの取組、差別解消法は今年から始まったのですが、さいたま市は7年前から始めていたということです。法律の方が後から追いついてきたというのが正直な感想ですけれども、この取組を今後も大事にしていきたいということでございますし、今日はそういった意味でアンケートの問題と計画の評価という、ぜひ皆さんの思ったこと、感じたことを出してください、そういった中でどうしてなんだろう、どうしていかということを考えていただきたいと思っております。

これから限られた時間ではございますが、ぜひファシリテーターの皆さんの進行で、また参加された皆様にご協力いただきながら、実りある議論をしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でご挨拶を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

平野先生、ありがとうございました。

福祉部長の清水につきましては、都合のため、ここで退席させていただきます。

報告事項について

(事務局)

それではテーマの説明に入る前に、事務局から報告事項がございます。

お配りしております「ノーマライゼーション条例の理念の更なる実現に向けて～条例の施行状況の検討結果～」という冊子の説明でございます。

ノーマライゼーション条例については、昨年度一年間、市民会議や障害者政策委員会で施行状況について議論をしていただきまして、最終的にこちらの冊子のとおり報告書を作成しました。この報告書の内容につきましては、先ほど部長の話にもありましたが、7月8日に開催した、市長を本部長とする障害者施策推進本部会議の場で報告したところでございます。

この検討結果を受けまして、市長からは市としては今回条例改正等の見直しは行わないが、障害者を取り巻く状況を鑑み、切実な意見を多くいただいていることは事実であり、今一度、条例の趣旨や目的を全職員に再認識してもらい、日々の職務に取り組んでいくよう指示がありました。

今後、条例の更なる周知に取り組むとともに、さまざまな障害者施策や事業にこれまで以上に取り組みたいと考えております。

続きまして、お配りしております資料の「障害者総合支援計画（2015～2017）平成27年度達成状況報告書」の説明でございます。

昨年度より、現行の障害者総合支援計画の計画期間がスタートしておりますが、初年度にあたる昨年度の取組状況について報告します。

それでは資料の2ページをご覧ください。こちらには評価の概要が載っております。全86事業の平成27年度の達成度について評価したところ、「A 目標を上回って達成」が16事業、「B 目標をおおむね達成」が55事業、「C 目標を未達成」が13事業、「D 目標に対してほぼ未着手」が1事業、「該当事業なし」が1事業となりました。その結果、A評価とB評価を合わせた「目標を達成」した事業は86事業中、71事業となり、割合では82.6%となりました。

各事業の取組内容や評価理由については、6ページから27ページにかけて掲載しておりますので後程ご覧ください。

続きまして、ページが飛びますが、28ページをご覧くださいと思います。障害のある方が施設や病院から地域生活へ移行する目標数値を定め、障害福祉サービス等の見込を定めた第4期障害福祉計画の部分になります。

評価結果についても後程ご覧いただきたいと思います。報告は以上になります。

本日のテーマの説明

(事務局)

それでは、本日のテーマをご説明します。まず、1つ目のテーマは「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて」になります。お配りしております「平成28年度 第1回誰もが共に暮らすための市民会議」資料の22ページをご覧くださいと思います。こちらには、さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要が掲載されております。まず「1. 目的」になりますが、今年度、さいたま市では、障害のある方の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、次期障害者総合支援計画を策定する際の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施します。このアンケートは、障害者総合支援計画を策定するため、3年ごとに実施しているものになりまして、3年前にも同様に実施しています。アンケート調査項目については、これまで障害者政策委員会のワーキンググループにおいて検討を行ってきたところではございますが、本日、市民会議の皆様からもご意見を頂戴したいと考えております。

「2 調査の概要」でございます。実施時期は平成28年10月14日金曜日から11月14日月曜日までの1ヵ月間とし、配布数は6,500部以上、配布方法は①無作為による郵送による配布、②希望者に対する郵送による配布、③病院や団体への依頼による配布となります。回収方法は、返信用封筒による郵送での回収となっております。

次に「3 アンケートの対象等」でございます。身体障害者4,000部、知的障害者700部、精神障害者900部、そのうち450部は手帳を有しておらず、自立支援医療制度を利用している方から無作為抽出をいたします。難病患者400部、精神科病院入院患者150部、発達障害者200部、障害福祉事業所150部になりまして、合計で6500部配布する予定でございます。このほか、アンケートに回答したいという希望者についても、個別に配布する予定となっております。

「4 今後のスケジュール (予定)」でございますが、9月にアンケート調査票を確定させ、10月から11月にかけてアンケートを実施、1月に集計結果速報版を作成、3月には結果報告書を作成する予定となっております。

続きまして、A3縦の「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧 (平成28年度実施)」をご覧ください。こちらにつきましては、AからFまでの6種類の調査票について、設問項目を一覧に整理したものです。調査票全体の設問項目を確認したり、各調査票の構成を比較したりできますので、話し合いの中で参考にさせていただきたいと思います。

なお、参考として、現時点での調査票の案も併せて配布させていただきましたが、後程ご覧ください。

次に、二つ目のテーマの「障害のある方に対する対応の基本」を説明します。資料の24ページをご覧ください。

さいたま市においては、障害者差別解消法の施行に伴いまして、さいたま市職員による法的義務の履行を担保するため、「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、いわゆる職員対応要領を服務規律の一環として定めています。こ

の職員対応要領については、昨年度の市民会議においても話し合いのテーマとさせていただきまして、皆様のご意見を伺ったところです。

資料の24ページからの「障害のある方に対する対応の基本（案）」は、さいたま市職員が職員対応要領に基づき業務を行うに当たり、その前提として、知っておきたい障害特性や障害のある方に対応する際の心構えなどを理解するためのマニュアルとして、作成を進めているものです。

まず、47ページをお開きください。このマニュアルの位置付けです。47ページ右側の段の中ほどの第7条第3項をご覧ください。こちらには「職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る」と定めております。この対応の基本は、ここに定めるマニュアル等として作成するものです。

次に、ページ戻りまして26ページの「1. 対応の基本」をご覧ください。ここでは、障害のある方と接する際には、円滑なコミュニケーションを図ることが対応の要であるとし、障害のある方に共通する事項について記載してあります。次に27ページをご覧ください。こちらには、「2. 障害種別の特性」ということで、先ほどの対応の基本をおさえつつ、事前に知っておきたい各障害種別の代表的な特性として、各障害種別の概要、主な特徴、コミュニケーションに関することを中心に記載しております。28ページをご覧いただきたいのですが、日本語式指文字という文言がございます。こちらにつきましては削除をしていただきたいと思います。誠に申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

続きまして35ページをご覧ください。ここでは、「3. 対応の方法」として、市役所内で共通する場面ごとに、対応の方法や特に知っておきたい障害種別ごとの注意点について、代表的なものを記載しております。35ページには「入口・受付付近」、次の36ページには「誘導」、「相談・説明」、37ページには「手続き」、「施設利用」として、5つの場面ごとに整理して記載しております。

以上が障害のある方に対する対応の基本の構成になりますが、よりよいマニュアルとしたいと考えていますので、皆様のご意見を頂戴できればと思います。

以上がテーマの説明となります。

市民会議の進め方

(事務局)

それでは、これからグループ討議に入っていただきますが、話し合いの際にはルールを守っていただきたいと思います。

まず、話すときには、会議進行役のファシリテーターの呼びかけによって話し始めてください。皆が発言できるよう、1回の発言は3分くらいを目安としていただき、配慮が必要な方については、5分くらいを目安としていただきたいと思います。他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞くようにしていただきたいと思います。また、話し合いの相手を攻撃せず、意見として受け止めていただきたいと思います。特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしてください。皆が発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。限られた人だけが発言するのではなく、発言した

い人皆が発言できるよう配慮してください。個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、市民会議が終わった後に、個人が特定できる形では、他の人に話さないでください。会が実りあるものになるようにご協力をお願いします。

また、本日の会議の様子を写真撮影いたしましてホームページ等に掲載させていただくことがございます。写真を掲載されると都合が悪い方については事務局へ仰ってください。

20時25分になりましたら10分間休憩を挟み、20時35分からファシリテーターの方にグループでのご意見を発表していただきます。それでは、グループでのお話を始めてください。

2. 議 題

グループ討議

- 自己紹介
- さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて
- 障害のある方に対する対応の基本について

グループ討議の内容

1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて

- 高齢障害者に対する設問がないので、アンケートの項目に入れてほしい。
- 知的障害のアンケート対象者数が少ないので驚いている。
- 精神障害は目に見えない症状、不安定な状態があるため、支える家族の大変さ、本人の生きづらさを計画に反映するようにしてほしい。
- 障害者自身へのサポートについての内容がないのではないか。
- 障害者への理解の項目が削除されているが残した方がよいのでは、本人の生きづらさの把握のために残してほしい。
- 身体障害の障害ごとの割合はどうなっているのか。
- 視覚障害者はアンケートを嫌がるので配慮が必要。
- グループホーム待機者の実態がわかるようなアンケートを取ってほしい。(6月議会の答弁で待機者36人と回答があったが、実態調査があまりに粗末ではないか)
- 数十年を見越せるアンケートにしてほしい。
- アンケート調査設問の中の「住まいの場・居住場所確保上の困難」が削除されているのはなぜか。
- アンケートを取るにあたって、将来どのように改善していくのか考えたうえで、項目を選定してほしい。
- 知的障害者向けのアンケートは家族が答えると思うが、本人がどれだけ理解できているのか疑問。
- 知的障害者向けのアンケート問10の7と10、障害福祉サービスが重なっているのがわかりづらい。生活介護でも本人や家族は働いていると思っている場合がある。サービ

ス名を入れた方が良いのでは。

- P9 の問 2 5 「あなたは大きな災害があった時にどんな支援があったらいいと思いますか」の回答に「手話通訳者の支援がほしい」の項目があってほしい。
- 無作為抽出でアンケートを送るとあるが、聴覚障害の高齢者に送付しても、問 2 5 の内容が漠然としていて回答が行えないと思う。災害の内容をもっと具体的にしてほしい。
- 災害時の対応の問いについて、自閉症でこだわりが強い。水があれば良いというわけではない。対応すべきことも聞いてほしい（命にかかわる食事のことなど）
- 「あなた」と書かれていても聴覚障害者は自分と認識できない可能性がある。「あなた（自分、私）」と書いた方が良い。
- P1 の「ご記入にあたってのお願い」のところで「代理が OK」とあるが、手話通訳者やサークルの人でも大丈夫なのかわからない。具体的に書いてほしい。手話通訳者は介助者ではない。
- 量が多い、障害者には大変。
- 災害の関係について、障害者の特性に合った支援の必要性がこのアンケートでわかるのか。
- 「福祉避難所についてわかりますか」も聞いてほしい。
- クレームや要望もあると思うので、それらを少しでも汲み取れるようにしてほしい。
- アンケートなのである程度の設問は必要。
- 災害時には個々の対応が必要だが、それを盛り込むことは困難だと思うので、盛り込めない部分も盛り込めるようにすべき。
- アンケートに余暇の楽しみ方が入っていない。余暇のニーズを把握する必要もあるのだから、その質問項目を。
- 災害時の部分、聴覚の人は入ってくる情報がないことが熊本地震の現地に行ってわかった。
- アンケートですべてが明らかにできないことも理解した上で作るべき。
- 回答はデータやインターネットでできるのか。
- 身体障害者の問 1 3 - 5 「仕事を続けるためには何が重要だと思いますか」の回答に通勤のための援助とあるが、出張や外出も加えるべき。
- 身体障害者の問 2 0 について、身体障害者以外の障害者の就労についても照会をして実例を出してほしい。（アンケートというより提示してほしい）
- 身体障害者の問 2 6 の回答の「2.2. その他（現在さいたま市で行っていないサービスや制度などで、こんなサービスがあるとよいと思うものをご自由にお書きください。）」の部分を独立した問として設けてほしい。
- マイナス面もアンケート以外でも情報収集して計画に反映してほしい。
- 前回の反省などがまとめられていると、議論しやすい。
- アンケート結果が、計画に反映された実感が分かるようにしてほしい。
- 精神障害者の特性に合わせた、回答欄が少ない。（例 P. 2 6 問 7）
- 障害者本人が記入できない場合などは、保護者が本人の気持ちを想像して回答しているが、本人の意思に沿って回答できているのか不安である。

- 前回なかったデイジーが視覚障害者に配られるということで前進しているが、回答を音声データでできるようにさらに一歩進んでほしい。
- 収入の状況について、年金・手当とあるが、年金は1級と2級で金額が全く違うので、内訳を書く欄があった方がよい。
- 「仕事を続けるためには何が必要だと思いますか」という質問があるが、精神の場合、職を何度も変えている人がいる。なぜ前の仕事を辞めたのかを聞いてほしい。自宅で出来る仕事があると、社会とつながるきっかけになるので、自宅で出来る仕事があるか聞いてほしい。
- 精神障害者が年を取って身体障害者になることが考えられる。身体障害者向けのアンケートにも回答できるのか？
- 緑の冊子とA3の一覧が一致していない。
- 発達障害でも移動に困難を感じる。電車で人の肌に触れるのが嫌だったり、ザワザワしているのが苦手だったりする。タクシーがいつもと違う道を通ると混乱する。目も耳も手足も使えるが、外出時に困難があるので、外出の支援に関する項目が全くないのは良くない。
- P19の問21に、「障害者への理解を深めるために力を入れるべきことはなんだと思いますか」とあるが、誰が力を入れるべきことを聞いているのか？市が力を入れるべきことと明記した方がよい。
- 回答者の属性が最後になっているが、最初の方がよい。
- P26、「あなたは毎日の生活の中で次のようなことが不安なく自分でできますか」という問いについて、客観的にはできていないことでも、本人はひとりでできるに○を付けてしまいそう。ふだんの生活で何を手伝ってもらっているかを聞いた方がよい。
- また今年も手書き。ネットで回答できると書くのが苦手な人は楽になる。10年ぐらい先には実現できるよう頑張ってもらいたい。

2 障害のある方に対する対応の基本について

- 条例ができて窓口の対応はよくなってきている、今後もこの姿勢を続けていければいいと思う。
- 窓口に来た方と同じ目線にたって対応するのが基本ではないか。
- 社会と繋がる第一歩が行政の窓口という場合もあるので、対応はしっかりしてほしい。
- 研修をしっかりと職員に周知してほしい。
- 窓口対応をしている職員を市民会議に参加させてはどうか、書記ではなく参加者として。
- 区役所の手続きの際に電話番号の案内しかされなかった。案内の際に他の連絡手段(FAX等)も合わせて教えてほしい。
- 発達障害に関して、発達障害の症状は様々ではっきりと区別することは難しい。(アスペルガー症候群の人でも自閉症のような症状がある人もいる。)それがわかるような記述を加えてほしい。
- 文章では理解できないことも多いので、職員の現場実習を行い、直接障害者と接し、理

解してほしい。

- 一度職員に車いす体験をしてもらい、どのような点で配慮が必要かを、身をもって知ってほしい。
- P.26 の表記が当たり前で、こんなことも市職員は分かっているのかと思った。
- 対象は市役所職員か？ 消防の通報訓練をした時に、知的障害の人には難しい言い回しをされたので、もう少し分かりやすい言葉を使ってほしいと言ったら、訓練の時はできるけど本番ではできないと言われた。消防の人も対象になるのか？
- 自分で通報するのが難しいのは障害者だけではなく認知症の人と同じ。逆になぜ一人にしておいたんだと怒られる。
- P37 の【手続き】に精神障害者、発達障害者も関係するはず。精神障害の人は、更新期限を自分で管理できない。前は支援課から通知が来ていたが、今は通知してくれなくなった。
- P35 の難病に関する内容が薄いと思った。どういう内容にすればいいかはまだ分からない。
- 対応要領に難病を想定した内容がないので、入れてほしい。

3 障害者総合支援計画平成 27 年度達成状況報告書について

【評価全体について】

- 障害者総合支援計画の評価について、評価が数値だけでされているのではないか。質はどうなっているのか。評価が実感とかけ離れている。利用者からの評価が必要なのではないか。
- 評価について、手前味噌。身内が身内を評価しているだけ。市民の評価が入ることが必要。市民目線の評価を入れてほしい。
- 目標設定の仕方について、量だけじゃなく質が重要、当事者目線もあった方が良い。
- 目標の数字が適正であるか検討する必要がある。
- 障害者施策は数字だけで評価はできないのではないか。質が評価されるべき。
- 数値目標の達成とその効果がずれている。どれだけ本人等が支援を受け、ありがたかったかで評価すべき。
- 本人や家族や施設職員の満足度で評価すべきであり、アンケートで満足度を聞くべき。
- この5年間、市民会議に出るなどして、さいたま市を見てきたが、いくらかわらってきた。しかし、報告書の評価ほど、うまくいっている実感はわからない。解決していないものもある。
- 報告書の評価について、行政の評価だけではなく当事者の評価をすることが大事。
- 達成状況報告書は誰に対して作成されているものなのか。評価等が、市長や、議会に向けての評価に感じる。
- 計画の評価は、障害者が評価に関わる事も大事だと感じる。
- 計画の目標は、数値化されているものが多い。
- 助成の申請について、目標数に達成していれば、評価が上がることになるが、そうでは

なく、目標の考え方が妥当だったのか。目標の数値を低くしているのではないか。

- 評価の基準は分母がどうか。評価が低くならないように、目標を低くしていないか。

【P 6. 1 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発】

- ノーマライゼーション条例について、一般市民はわかっていない。市がやるだけでなく、障害者と市民の交流の場を市民や施設がもうけることも必要。
- 市民のつどいとふれあいスポーツについて、イベントやって終わりって感じだった。数字だけじゃなく、参加者の評価を（質の部分）。

【P 10. 17 多様な学びの場の充実】

- 特別支援学級だけが多様な学びの場ではない。通級指導教室が全く足りていない。発達障害者は、特別支援学級ではできる子として扱われ、普通学級ではお荷物で行き場がない。

【P 10. 18 相談支援体制の充実】

- 現状、相談支援を行う事業所で抱えきれない内容を他の事業所でカバーをすることもあがるが、職員が少数であり少額ながらも多数の相談を受けている。市の監査では、一人あたりの相談件数の上限を設けないとの事であったが、今後どれくらいまで相談を受けたらいいのか不安である。（相談の質に影響が出る）

【P 11. 22 障害者（児）への福祉サービスの充実】

- ショートステイ先をスクールバスが通らないため、学校に行けていない子供がいるかもしれない。移動支援をもっと充実させるべき。
- 重度訪問介護は宿泊が認められるのに、移動支援では認められていない。

【P 12. 23 障害福祉サービス事業所等の整備】

- 目標に、1か所の整備とあるが、1ヵ所にどれくらいの障害者が入れるのか。障害者施設の卒業者の数からすると到底受け入れが間に合わないと感じる。
- 知的障害者や重度障害者がこの1件で対応できているのか疑問を感じる。

【P 12. 25 心身障害者医療費の給付】

- 精神障害者の医療費の遅れが目立つ。
- 他の障害に比べ、精神の障害者は重い1級のみが対象者である。精神障害者の大半が2級であり、大半の方が受け入れられていない。

【P 13. 28 精神障害者の地域移行支援の実施】

- 長期入院者の受け皿があっても病気の特質から夜間の支援体制が十分でない。退院後の受け皿の充実を図ってほしい。
- 精神障害者で長期入院している方が地域になかなか戻れない実態が明らかになった。

【P13.29 精神科救急医療体制整備事業の実施】

- 24 時間精神医療の相談窓口の整備を行ったとあるが、施設や病院等になかなか関われない方への相談窓口が少なく感じるため、さらなる整備を図ってほしい。
- 救急体制について、受け入れを拒否しないような体制にしてほしい。

【P13.30 ひきこもり対策推進事業の実施】

- 自分もサポーターをやっているが、健常者のひきこもり支援になっていて、障害者のひきこもり支援になっていない。現場を見て、実際に障害者の支援になっているかを考えて評価してほしい。

【P15.33 発達障害者（児）に対する支援の充実】

- ペアレントメンターの対象が小3までに限定されている。小4以降は行き場がない。

【P15.34 発達障害児支援の普及、啓発】

- B 評価になっているが、ひまわり学園の初診が 3~4 ヶ月待ちなのに B というのは意味が分からない。

【P15.35 グループホーム設置促進】

- 評価が A 評価であるのは実態に合っていないのではないか。
- グループホームが増えないのは、運営面や人材確保の困難さが原因であることは明白であり、市で財源確保を行わなければ増設にはつながらない。
- 市で行うバックアップの方法（グループホームのメンテナンス、運営補助など）を考えてほしい。
- 「市の財源を使わずに、グループホームを増設」という文言に疑問を感じる。
- 他の政令市では年に 200 のペースで増加しているところもある。障害者の就労先がグループホームを設置しているケースもある。さいたま市でも一般企業がグループホームを設置できるような制度作りを進めてほしい。
- グループホームは新設だけではなく、賃貸の利用や市営住宅の改修等を検討してほしい。
- グループホームの設置促進について市の財源を確保してやるべき。
- グループホームのことは市民会議で言うだけではなく、別の方法でも努力が必要。
- 数字の位置づけがわからない。
- 市のグループホームの設置の基準が厳しすぎる。市として作りやすい環境を。
- 施設の定員数が増加したとの評価であるが、評価の表現として、市の財源を使わずに増設に結び付けるとあるが、必要な場所には必要な財源を使ってほしい。
- 設置した後の施設運営へのフォローも行ってほしい。
- 取組内容に、「市の財源を使わずに」とあるが、余力のある事業所が整備をしても定員数が伸びない、設置に、多額の費用が掛かるため 1 事業所でできるところはない。言い方がとても失礼である。

- 財源が難しいなら、設置をする事業所と、住民への説明などに一緒に出て、設置の後押しをしてほしい。
- 知的のグループホームは足りていないのにも関わらず A 評価になっているが、目標は適切だったのか。
- 症状が重い人のグループホームが圧倒的に足りない。
- グループホームが増えたことは評価できるが、目標が低すぎ。「市の財源を使わずに」という点を評価しているが、必要なところにはしっかりお金を使うべき。

【P 17. 4 1 障害者生活支援センターの充実】

- 相談員一人あたりの相談者数が目標を超えるものであるにもかかわらず評価が C という事でもっと評価してもよいと思う。
- 相談員のきめ細かい相談支援の対応に課題とあるが、現状、一生懸命相談に応じてはいるが、人数が少なく対応が難しい。
- 評価を行う際、数的なところだけでなく、事業の中身がどうであるかも評価の対象にしてほしい。

【P 18. 4 7 要約筆記者養成講習会の開催】

- 評価通りと感じた。実際に、講習が夜間に開催するなど受講者が集まらないように感じた。

【P 19. 5 1 教職員への研修】

- ノーマライゼーションの理念をどれくらいの方が理解し実行に移しているか不安である。

【P 20. 5 4 聴覚障害者への情報提供の充実】

- 評価相当に当たるか疑問である。
- 手話や要筆の派遣が十分に行えたとあるが、まだまだ十分ではないと感じる。
- 途中で聴力が低下した方への講習会を計画に含めて実行してほしい。

【P 20. 5 6 選挙時の情報提供】

- B 評価になっているが、字を書くのが難しいので投票をあきらめてしまう人がいる。投票用紙に写真を付けてくれればいいのかと思う。

【P 21. 6 1 授産事業の活性化】

- 自分（知的障害者の保護者）の周辺の利用者は平均 1 万円くらい。実績のうち、就労 A・B、生活介護等の内訳を示してほしい。

【P 24. 7 5 障害者・難病患者制作品展の実施】

- 難病に関する項目は P24 の 75 番だけ。29 年度の目標に難病患者のニーズを把握する

というのをに入れてほしい。障害者手帳があれば保育園に入れるのに、特定疾病の受給者証ではダメで、診断書が必要だった。症状が悪化して仕事を休職したのに、仕事をしていないなら保育園に入る事由に当てはまらなくなると言われた。

【P25. 79 要配慮者の避難支援対策の推進】

- 福祉避難所指定数が目標 76 に対し実績が 0 に対して、東日本大震災や熊本の地震などから、今後さいたま市でも大地震が起こる可能性がある。障害の方は、医療的ケア等が必要な方もおり、他の人に比べ配慮が必要な方である。そうした人を受け入れる避難所を早急に確保する必要がある。
- 要件が整理できないとあるが、1年かけて整理できないものなら今後最優先で考えてもらいたい。
- 現在において、他の地域で大震災が起きている中、Dという評価は恥ずかしくないのか。

【P27. 85 緊急時安心キット配布事業】

- C評価だが、どうして必要な人に届いてないのだろうと思った。命を守る大切なものなのに。

4 その他

- 精神障害者の障害年金1級が全体の5%しか該当しないため、他の障害と平等でないと感じている。
- 特別支援学校卒業後に通う先を探すために障害者施設の実習にいても、合う施設を探すことが大変である。
- 市外から引っ越してきたが、さいたま市の障害者施策で、いいところもある。
- 視覚障害者にとって、文書主義はつらい。
- 地域包括支援センター主催の地域包括ケアシステムに参加しているが、テーマの中の障害者の問題が出てこない。参加する民生委員などから高齢者に対しての話は出るが、障害者の情報があまりないため対応が難しい。
- 個々の障害者からの問題がなかなか表に出てこない。
- 地区社協や民生委員も障害者に対してどのように説明してよいか迷っている。
- 障害者が相談したくてもどこに相談していいかわからない。
- 障害者を知って日頃どういう風に関わっていくかが大事。
- 県で手話言語条例が施行されたが、手話が言語として認められたのなら、どこでも手話を使うようになってほしい。(日本語を学ぶと同様な扱いを取ってほしい。)
- 大宮北特別支援学校は定員を超えていてパンク状態。グラウンド整備のためにとっていた予算を増築に充てたいと相談したができなかった。現状で最も必要とするものに充てられるよう、柔軟な対応をしてほしい。
- 将来的には老人施設と障害者施設を近くに建設するよう、検討してほしい。
- 浦和駅は車いす利用者にとって、とても不便。(急なスロープしかなく、手動車いすで

の利用は困難)

- 駅はJRが管理するため、行政では答えられないと言われた。
- 駅を作る際にも建築確認等に関与しているのではないか。その際に、配慮した設備への変更等を提案できるのではないか。
- 今後も障害者の声を受け、JRに改善の提案をしてほしい。
- 本人が安心して暮らしていけるような地域になってほしい。相談ができずに困っている方が多くいると思うので、そういった方への支援もしてほしい。
- 特別支援学校が過密な状況であるので、市立の特別支援学校を作してほしい。指定都市で市立の特別支援学校がないのはさいたま市だけである。
- 学校に上がる時のミスマッチがあるのでは。地元で受け入れられる子が特別支援学校に行っているのでは。
- 知的な特別支援学校では看護師がいないので、てんかんの子へのダイアアップなどの医療行為ができない。体制づくりをしてほしい。
- 精神障害者は鉄道の割引が対象とならないので、対象にしてほしい。

3. 閉 会

まとめ

(事務局)

ファシリテーターの皆様、ありがとうございました。

それでは、まとめとしまして、障害者政策委員会の委員を務められております、遅塚様からお話をいただきたいと思います。遅塚様、よろしくお願いいたします。

(遅塚様)

皆様こんばんは、障害者政策委員の遅塚と申します。私は、埼玉県庁に福祉職として入庁し、また4年ほど厚生労働省にいたこともあり、行政側についても、よく知っているのですが、その経験からすると、市民の声に対する行政の対応は、うやむやになってしまうことも多いということがあります。

しかしながら、さいたま市の場合は市民の声を聞く場として市民会議を設けています。会議ということは、記録に残ります。きちっとした記録が残るということは、良いにしろ悪いにしろ対応の結果を出さなくてはならないということになります。そういう意味で皆様方の声が届いていくというのはとても大事なことだと思います。

今、ファシリテーターの方の発表を聞きまして、評価というのは市民の方、あるいは障害のある当事者の方々が評価するべきではないかという意見が多くありましたが、そのとおりだと思います。私自身も行政に長くおりましたので、行政の評価というのは形の上での評価になってしまうというところがございます。

今回の評価についても、職員の方に研修をするという項目があったら、研修を何回やったかということが評価になってしまいます。しかし研修をすることが目的ではなく、職員がちゃんと理解したかということが本当の目的ですから、たとえば市民の皆様方から職員の対応が良くなった、あるいは、職員にテストでもして、ちゃんと理解をしたかというの

が本当の評価ですけれども、行政の側から評価すると、研修を何回やったから A ということになってしまいます。

せっかくこのような形で市民の皆様からしっかりとした意見を頂いたわけですから、将来の計画づくりに、またその評価にあたっては、しっかりとやっていただきたいと感じました。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

最後に、障害政策課長の高島より一言ご挨拶申し上げます。

(高島課長)

障害政策課長の高島でございます。本日は、皆様お忙しい中、熱心なご議論をしていただき誠にありがとうございました。障害政策課が4月にでき、担当の職員も代わりまして、我々も心機一転、今まで以上に意義のある市民会議となるよう取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。皆様から頂いた貴重なご意見については、障害者総合支援計画策定のためのアンケートや障害のある方に対する対応の基本の作成を進める際の参考にさせていただきます。今年度の残りの2回の市民会議についても、ぜひご参加いただければと思いますのでよろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。

(事務局)

最後に、事務局より注意事項となりますが、この建物のエレベーターは、21時30分までの運行となっておりますのでご注意をお願いいたします。それまでにご退出いただきますよう皆様の御協力をお願いします。

また、障害者手帳をお持ちの方は、駐車料金の割引が受けられますので、エレベーター前の事務室までお申し出ください。

それでは以上をもちまして、市民会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上